

令和4年度障がい者芸術文化活動普及支援事業 業務委託仕様書（案）

1 目的

障がい者が創作や発表機会を通じた交流等の多様な芸術文化活動を行うことができるよう、県内在住の障がい者や障害福祉サービス事業所等を支援する「長野県障がい者芸術文化活動支援センター（仮称）（以下、「支援センター」という。）」を運営し、障がい者の自立と社会参加を推進する。

2 業務の実施場所

長野県内

3 業務の実施期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 業務の内容

支援センターを運営し、次の（１）～（７）に取り組む。

（１）県内における相談支援

芸術文化活動における支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援、作品の販売・公演、記録・保存、地域交流等に関する相談を受け付け、関係機関や専門家の紹介や専門的知見によるアドバイス、職員等の訪問による相談支援や体験講座等を行う。

なお、相談への対応に当たっては、相談記録のデータベース化を図るなど工夫し、障害者芸術文化活動広域支援センター（以下「広域センター」という。）（※１）や連携事務局（※２）と共有すること。

※１ 障害者芸術文化活動広域支援センター

ブロックレベルにおける広域支援を行う実施団体が設置している拠点で、ブロック単位で都道府県をとりまとめ、ブロック内の芸術文化活動を支援している。

ブロック	対象都道府県
北海道・北東北	北海道、青森県、岩手県、秋田県
南東北・北関東	宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県
南関東・甲信	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
東海・北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※2 連携事務局

全国レベルにおける活動支援を行う実施団体が設置している事務局で、全国の支援センター及び広域センターを横断的に支援している。

(2) 芸術文化活動を支援する人材の育成等

文化、福祉、教育等の多様な分野で芸術文化活動に関わる者等に対して、他分野に関する知識等を深めるよう、芸術文化活動の支援方法、著作権等の権利保護、障がい特性への理解等に関する研修や、現場体験プログラムの提供などを行い、人材の育成及び確保を図る。また、芸術文化活動に関わる各分野をつなぐ人材の育成についても工夫すること。

(3) 関係者のネットワークづくり

芸術文化活動を支える人材が連携・協力し、多角的な面から支援のあり方が考えられるよう、障がい者やその家族、福祉や芸術等の専門家、事業所や文化施設の職員、文化、福祉、まちづくり等の行政職員、教育関係者、研究者、地域住民など、分野や領域を超えて様々な関係者とのネットワークを築く。

また、ネットワークを通じ、事業についての意見交換や情報共有、芸術文化活動の質の向上などに努め、事業の実施に必要な協力を得ること。

(4) 発表機会の確保

地域における障がい者の活躍の場を広げ、多様な人々との交流が促進されるよう、専門家等と連携を図り、日頃の活動成果を発表するもの、新たな価値創造を行うものなど、様々な目的による地域の障がい者による表現活動の発表の機会を確保する。

確保に当たっては、支援センター自らが発表の機会を創出する方法、あるいは、地域の他の主催者等が発表の機会を創出するにあたり、助言や必要な物品・人員等の提供を行う方法も可能とする。

なお、支援センター自らが発表の機会を創出する場合、地域の文化、福祉、教育等の関係者や団体等と実行委員会を構成するなど、地域にノウハウが共有されるように努めること。

(5) 作品の貸出し

県民が身近な場所で障がい者が創作した作品を鑑賞できるよう、企業、店舗・商業施設、公共施設などへ絵画作品を有料で貸出し、その収入の一部を作家・障害福祉サービス事業所に還元する。

なお、支援センターが作品の貸出しに係る収入額を受領する場合には、当該収入額から作品の貸出しに係る費用（作家・障害福祉サービス事業所への還元費用を含む。）を控除した金額については、支援センターの運営費に充てること。

(6) 情報収集・発信

展示や公演などのイベント情報、芸術文化活動の実態把握、作品・作者に関する発掘など、県内の芸術文化活動の情報を収集・発信するとともに、広域センター及び連携事務局と連携し、得られた情報の活用を行う。また、可能な限り国内外の情報収集・発信にも努める。

(7) 事業評価及び成果報告書のとりまとめ

地域の障がい者の芸術文化活動に対する支援の現状把握と事業の向上を図るため、事業評価に取り組むこと。また、実施成果をとりまとめ、広域センターへ報告するとともに、報告書を作成する。

5 業務の実施体制

- (1) 本事業の全体を総括し、事業を効果的に推進するための企画、調整機能を有する拠点を県内の1か所に設置すること。
- (2) 上記4の「業務の内容」を実施するに当たって必要な人員を配置すること。
- (3) 県内の関係機関（障害福祉サービス事業所、特別支援学校、市町村等）、広域センター、連携事務局等と連携できる体制とすること。

6 委託者との協議及び委託者への報告に関する事項

- (1) 受託者と委託者は、必要に応じて、業務等の取組に関する内容・手法等に関して協議を行うものとする。
- (2) 業務等の内容または仕様書に定めのない事項に関して疑問が生じたときは、その都度協議するものとする。
- (3) 上記（1）及び（2）の協議、報告及び情報の共有のため、定期的な打合せ会議を行う。なお、会議の開催頻度や日程等は双方協議の上決定する。